

岩手県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第2項において準用する同法第108条の32の2第5項の規定に基づき、次のとおり同法第108条の32の3第1項の運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合している旨の認定を取り消した。

令和8年9月4日

岩手県公安委員会

委員長 谷 村 邦 久

- 1 運転免許取得者等検査を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - （1） 名称 花北興産有限会社
 - （2） 住所 北上市飯豊24地割75番地2
 - （3） 代表者の氏名 佐藤 博文
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称 花北モータースクール
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地 北上市飯豊24地割75番地2
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号及び第2号に掲げる方法
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称 認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法
- 6 取消しをした年月日 令和8年7月8日